

儀式唱歌《勅語奉答》の位置付け

一式次第と《勅語奉答》への言及に着目して一

Positioning the Ritual Chant “Chokugo-hōtō” (Response to the Imperial Rescript on Education) from Mid-Meiji to World War II :

Focusing on Ceremony Formation and Reference to “Chokugo-hōtō”

有本 真紀* 嶋田 由美** 権藤 敦子***

ARIMOTO, Maki

SHIMADA, Yumi

GONDO, Atsuko

【要旨】 本稿は、1893（明治26）年8月12日に儀式用唱歌「祝日大祭日歌詞並楽譜」（明治26年文部省告示第3号）中の1曲として告示された《勅語奉答》に焦点を当て、昭和戦前期までの学校儀式において、教育勅語奉読に続いて必ず歌われたと考えられていたこの歌の位置付けを問直すものである。これまでに行った尋常小学校、国民学校で教育を受けた方への聞き取り調査から、《勅語奉答》には複数のバージョンがあったことが明らかになった一方、他の儀式唱歌に比して記憶している方が著しく少ないことも判明した。では、この《勅語奉答》の「忘却」は何に起因するのか。そこで、①各学校が規範として参照したであろう書籍の中で《勅語奉答》を歌わせることがどれほどの強度で意図されていたのか、②この曲についてのどのような意見や評価が表明されており、それらが時代の趨勢とどう関係していたのか、の2点を問うた。そこから、《勅語奉答》が儀式唱歌の中でも特異な扱いを受けた歌であったことを明らかにした上で、《勅語奉答》を通して、時局を反映した行政や指導的な言説と実践の場、子どもとの距離を読み取っていくことの重要性を指摘した。

キーワード： 祝日大祭日儀式、儀式唱歌、教育勅語、勅語奉答、式次第

1. 問題の所在

1.1 問題の背景—祝日大祭日儀式唱歌告示に至る経緯

明治中期から昭和戦前期にかけて、日本の教育は絶対的な理念である「教育ニ関スル勅語」（以下、「教育勅語」または「勅語」と略記）に規定されていた。1890（明治23）年10月30日に渙発された教育勅語は「^{もとい}国の基」と位置付けられ、「国民道徳および国民教育の基本とされ、国家の精神的支柱¹⁾」となった。しかし、教育勅語がそれほどの役割を果たしえた理由は、三大節（1928年以降は明治節²⁾を加えた四大節）をはじめとする学校儀式の徹底を抜きにしては考えられない。

1891（明治24）年6月17日に公布された文部省令第4号「小学校祝日大祭日儀式規程」（以下、

* 立教大学文学部教育学科 ** 学習院大学文学部教育学科 *** 広島大学人間社会科学研究所

「儀式規程」と略記)は、全国の学校が紀元節、天長節、元始祭、神嘗祭および新嘗祭などの儀式を執行することを定めたものである³⁾。同省令に規定された儀式の基本型は、天皇皇后御影(御真影)の拝礼と万歳奉祝、教育勅語奉読、勅語に基づく訓話、およびその祝日大祭日に相応する唱歌の合唱⁴⁾により構成されている。この儀式内容は、子どもにとって単に勅語が読み聞かされ、教諭されるにとどまらない。腰を屈して深く頭を下げる、万歳を唱えて両腕を挙げる、身じろぎもせず直立の姿勢を保持する、その場に参集した者たちと息をそろえて同じメロディを歌うといった、身体の一斉参加を義務付けられたのである。近代学校において新たに取り入れられたこれらの行為様式から成る儀式は、その効果を最大限に引き出すという観点において、非常によく練られた構成といえる。

儀式の場で生徒が唱歌を歌うことは、1880年代初頭からごく一部の学校の卒業式等において取り込まれ始めたが(有本 2013)、1891(明治24)年当時唱歌科は必修科目となっておらず⁵⁾、唱歌を教授できる教師も限られていた状況に照らせば、儀式規程に唱歌が組み込まれたことは決して当然の成り行きであったとはいえない⁶⁾。だが、儀式規程第1条4項に「学校長、教員及生徒、其祝日大祭日ニ相応スル唱歌ヲ合唱ス」と規定されたため⁷⁾、唱歌科の開設や儀式に用いる唱歌の教授、それらの前提となる教員の唱歌講習受講を急ぐ学校も少なくなかった。教育勅語体制を堅固なものとしただけでなく、日本において斉唱という行為を普及させ、唱歌科の開設や必修化を促した点でも、儀式規程および儀式唱歌の影響は計り知れない。

儀式規程に先立つこと約3年、文部省は1888(明治21)年2月に《紀元節の歌》(後の《紀元節》、高崎正風作歌、伊澤修二作曲)を、同年10月に《天長節》(黒川真頼作歌、奥好義作曲)を学校唱歌用として選定し、各地方長官あてに通牒を発していた。しかし、儀式規程公布にあたって、「其祝日大祭日ニ相応スル唱歌」が具体的にどの唱歌を指すのかは指定されていなかった。そのため、「儀式ニ関スル次第」を規定すべき府県知事から文部省への問い合わせが相次ぎ、中には新たな唱歌を制作して用いる学校もあった。それらは、「往々杜撰ノモノヲ用フルモノアリ是レ教育上深く憂レフヘキ」(山住 1967, p. 279) 状況を招来したため、1891(明治24)年10月8日付文部省訓令第2号により、儀式の際の唱歌用に供する歌詞および楽譜は予め知事または文部大臣の認可を得たものに限ることが定められた。また同年、文部省は「祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員会」を設けて儀式唱歌の選定に当たらせるとともに、翌年1月には暫定的に「祝日大祭日儀式ノ唱歌用ニ供シ差支ナキモノ」として、日本で初めての五線譜教科書『小学唱歌集』(1882-1884)などに掲載されていた13曲の唱歌⁸⁾を示した。

正式な儀式用唱歌「祝日大祭日歌詞並楽譜」(明治26年文部省告示第3号)として、右の8曲が告示されたのは1893(明治26)年8月12日であった。このうち、《君が代》⁹⁾《紀元節》《天長節》の3曲を除いては新たに創作され、前述の委員会で採択の上決定された儀式唱歌である。ただし、同年10月20日文部省訓令第10号「祝日大祭日ノ儀式用唱歌」により、「文部大臣ノ検定ヲ経タル小学校唱歌教科書中ノ歌詞及楽譜」であれば、認可申請なしに儀式に用いることが可とされたため、実際には告示された8曲以外の儀式唱歌も歌われることとなった。

【表1】「祝日大祭日歌詞並楽譜」
として告示された儀式唱歌

《君が代》	《勅語奉答》
《一月一日》	《元始祭》
《紀元節》	《神嘗祭》
《天長節》	《新嘗祭》

一方で、この8曲の告示の約3か月前に発せられた「小学校祝日大祭日儀式施行方」(明治26年5月5日文部省令第9号)では、紀元節、天長節、一月一日以外の「大祭日及祭日ニ於テハ(引用者注：儀式の挙行は)各学校ノ任意タルヘシ」とされた。これは、年間10回におよぶ祝日大祭日儀式が頻繁に過ぎ、倦厭の情を抱かせることへの対応であった。この訓令を受けて、多くの学校では祝日大祭日儀式を三大節のみに絞って挙行することとなり、必然的に【表1】の8曲のうち《元始祭》《神嘗祭》《新嘗祭》は歌われるべき機会をほぼ失った。つまり、昭和戦前期以前の学校教育において、標準的には《君が代》《勅語奉答》《一月一日》《紀元節》《天長節》の5曲(1928年以降は《明治節》¹⁰⁾を加えた6曲)が、祝日大祭日に歌うことを義務付けられた儀式唱歌として教えられることになったと考えられる。

1.2 問題の焦点化—《勅語奉答》への着目

本共同研究¹¹⁾では、昭和一桁以前に生まれ、昭和戦前期の小学校または国民学校で教育を受けた方から、学校儀式で歌った唱歌についての聞き取りを重ねてきた。その数は2019年度末までで110名を数え、出身校の地域も北海道から沖縄、外地に及んでいる。

聞き取りでは、校長先生による勅語奉読場面についての記憶が多く語られた。その内容は具体的に鮮明であり、地域や生年にかかわらず似通っているのに対し、儀式唱歌については記憶にかなりの差異があった。前述の6曲すべてを歌った記憶がある方、中にはいずれも声に出して再現可能な方もわずかながらおられたが、《君が代》と《一月一日》以外は知らないと言う方もおられた。「年のはじめの例^{ためし}として」と歌い出す《一月一日》は、今でも正月の歌としてテレビ番組等でも流れることがあるため、記憶が強化されていると考えられる。しかし、この《一月一日》と《君が代》以外の4曲は戦後の学校制度となって以降は公的に耳にすることがなかったはずであり、70年以上の歳月を経て思い出せないとしても不思議はない。だが、曲名だけでは思い出せずとも、音源を流せば記憶が想起されるケースも多く、調査者が歌うと一緒に口ずさむ方も少なくない。

70年以上の空白期間があった4曲のうちでも、《紀元節》《天長節》は比較的よく記憶されており、「雲に聳ゆる高千穂の」「今日の吉き日は大君の」という、それぞれ冒頭のフレーズを聞くと、途中から歌に加わる方が多くみられる。それに比して、「垂細^{アジス}亜の東」で始まる《明治節》を記憶している方は少なく、《勅語奉答》を歌ったことを記憶している事例はごくわずかであった。ただ、《勅語奉答》を記憶している方は、明瞭に歌って再現されることが印象深い。

6曲の告示唱歌は、《一月一日》が元旦、《紀元節》が2月11日、昭和期の《天長節》が4月29日、《明治節》が11月3日に、それぞれ「其祝日大祭日ニ相応スル唱歌」として歌われ、《君が代》はすべての式日に歌われた。ここで問題となるのが《勅語奉答》である。この唱歌は教育勅語への奉答歌であるから、「儀式の中で教育勅語奉読のあと、必ず歌われた歌」(本多2015, p. 387)であったと捉えられている。また、儀式唱歌の告示後、各学校は祝祭日に「『君が代』と勝安芳作詞・小山作之助作曲の『勅語奉答』を、必ず歌うようになった。その意味から言っても、国民に最もよく知られていた儀式用唱歌が、『君が代』と『勅語奉答』であったといっても過言ではない」(雨宮1997, p. 98)とも認識されている。

こうした認識が正しいとすれば、《君が代》ほど頻繁ではないとしても、年に一度ずつしか歌われなかった《紀元節》や《天長節》よりも、《勅語奉答》のほうが回数多く歌われたはずであ

る。それなのに、《勅語奉答》を記憶する人になかなか出会えないのはなぜなのか。また、鮮明な記憶として刻まれている勅語奉読に対して、《勅語奉答》の「忘却」は何に起因するのだろうか。

この疑問を解くために、本稿では、①各学校が規範として参照したであろう書籍の中で《勅語奉答》を歌わせることがどれほどの強度で意図されていたのか、②この曲についてどのような意見や評価が表明されており、それらが時代の趨勢とどう関係していたのか、この2点を明らかにしたい。①については、国立国会図書館デジタルコレクションにより、主に学校儀式に関する法規や式次第が掲載された教育書、学校管理法書から、《勅語奉答》の式次第への位置付けを検討する。加えて、式次第が記された「学校一覧」も参照している¹²⁾。その際、「学校×儀式」「学校×祝日」「儀式×唱歌」「祝日×唱歌」「学校管理×法」で検索し、法令の引き写し以外の式次第が掲載された約350点を収集した(第2節)。②については、《勅語奉答》について言及のあった教育書、礼法書、音楽指導書、音楽教育雑誌11点を対象として考察する(第3節)。

祝日大祭日儀式に関する研究は多様な分野にまたがって数多く蓄積されており、儀式唱歌に言及しているものも少なくない。また、唱歌科の成立という視点から儀式唱歌を取り上げる研究も数多い。本論の関心からすれば、祝日大祭日儀式唱歌の成立過程・展開を明らかにした山住(1967)、入江(1994)、小野(2010, 2018)、嶋田(2018)、国民学校の儀式中の音楽に関する記憶を聞き取り調査し、社会的機能を考察した西島(2015)などが示唆に富んでいる。ただし、これらは祝祭日儀式唱歌全般を扱っており、《勅語奉答》に関しての記述はほとんどみられない。

《勅語奉答》に関する先行研究の第一に挙げられるのは、数多く存在する教育勅語関係の唱歌29点、および『勅語摘訓教育童歌』上下二巻を収集し、資料紹介と解題、分類を行った雨宮(1997, 1998a, 1998b, 1999)の労作である。ここからも、特に明治20年代30年代において勅語に関連する唱歌が盛んに生み出されており、歌による教育勅語の教授、浸透に高い関心が払われていたことがうかがえるが、雨宮は未収集の勅語関係唱歌がさらに多く存在するであろうことも指摘している。

もう一点は、教育勅語と唱歌の共存関係を指摘した有本(2018)である。《勅語奉答》を含む儀式唱歌を歌った年代の方々から聞き取りを行い、唱歌と学校儀式の成立事情を押さえた上で、儀式における行為、身体、声の視点から、それらが教育勅語の浸透に果たした役割を考察しており、その後の共同研究と本稿への足掛かりとなった。

2. 儀式次第における《勅語奉答》

2.1 1890年代の勅語関連唱歌と告示唱歌《勅語奉答》の扱い

教育勅語が渙発されると、題名に「勅語」を含む唱歌が続々と発表された。ここでいう「唱歌」には、メロディが付されていない歌詞だけのものも含んでいる。そのうち確認できる限りで最も早いものが1890(明治23)年12月27日に出された菟道春千代『国民教育 勅語唱歌』であり、1890年代の唱歌本に発表された勅語関連唱歌は、歌詞のみのものとメロディ付きのものを合わせ、現在確認できるだけで25種を数える¹³⁾。

これらの詞のほとんどは七五調であるが、詞のみが掲げられメロディが付されていないものが14編含まれており、その詞は総じて長い。7+5モーラを1行と数えるならば、菟道のものが50

行、最も長い森塚の『勅語訓歌』(1891)では378行にもおよび、連(番)のまとまりもなく延々と続く。八雲の『教育勅語さとし歌』(1893)も、メロディ付きであるものの七五調122行と長く、こうした歌を実際の儀式で小学生に一齐に唱えさせたとは考えづらい。詞には勅語の文言や内容が詠みこまれており、「我が皇国の臣民よ」「四千余万の同胞よ」といった呼びかけや、「拝し看よ」「まもれやまもれ」「盡すへし」「^{ふりおこ}振起せ」などの命令形の使用が目立つことも、これら詞のみの勅語関連唱歌の特徴といえる。

メロディが付された勅語関連唱歌11曲にも、命令形が使われたり、長大な歌詞をもつものも含まれるが、1890年代に発表された勅語関連唱歌の中で、伊澤編(1893)にある《教育勅語拝読之歌》、農美編(1896)に掲載された《教育勅語拝読の歌》、告示儀式唱歌《勅語奉答》の3曲は、他の唱歌とは趣を異にしている。いずれも長調のメロディを伴っており、歌詞は勅語のありがたさを詠い、その勅語に対し「主体として答えていくこと」を誓うのである。つまり、前述のような命令形を使い、延々と勅語の文言や趣旨を連ねる詞ではなく、「誠あらはさん」「仰ぎてよまん」「大御心に答へなん(答へまつらん)」などの意志や勧誘の意を自他に向けて表す歌詞となっており、タイトルが「拝読」となっているものも含め、内容的にみて勅語に対する奉答歌といえることができる¹⁴⁾。

このうち、告示の《勅語奉答》が【楽譜1】である。詞は勝安芳、即ち勝海舟(1823-1899)の作歌、作曲は祝日大祭日歌詞及楽譜審査委員で、後に東京音楽学校教授となる小山作之助(1864-1927)であった¹⁵⁾。先に挙げた伊澤編掲載の《教育勅語拝読之歌》が七五調6行を1番とする3番までの計18行で24小節、農美編掲載の《教育勅語拝読の歌》が七五調4行を1番とする3番までの計12行で16小節であるのに対し、告示の《勅語奉答》は七五調12行の歌詞に対する48小節のメロディがA-B-A'の三部形式をとる、当時としては珍しいつくりの唱歌となっている。

では、この《勅語奉答》は儀式次第にどのように位置付けられていたのだろうか。まず目につくのは、告示の半年後、1894(明治27)年3月の卒業式で歌われた例である。札幌女子小学校と青森県師範

勅 語 奉 答



大	あ	勅	あ	人	是	國	是	下	あ	あ	あ
御	や	語	や	の	そ	の	そ	賜	や	や	勅
心	に	の	に	教	ぞ	ぞ	ぞ	に	に	に	語
に	尊	ま	長	に	め	め	め	尊	尊	尊	奉
答	き	ま	き	の	で	で	で	に	に	に	答
へ	に	ま	に	の	た	た	た	へ	へ	へ	へ
まつ	き	ま	き	の	き	き	き	り	り	り	り
ら	に	ま	に	の	の	の	の	く	く	く	く
む	答	ま	答	の	の	の	の	も	も	も	も
	へ	ま	へ	の	の	の	の	の	の	の	の
	まつ	まつ	まつ	の	の	の	の	の	の	の	の
	ら	ら	ら	の	の	の	の	の	の	の	の
	む	む	む	の	の	の	の	の	の	の	の

【楽譜1】勝安芳作歌、小山作之助作曲
《勅語奉答》(1893年8月12日官報第3037号附録)

学校では、冒頭に唱歌《君が代》または奏楽が置かれ、勅語奉読に続いて《勅語奉答》を歌った後、卒業証書授与に伴う一連の式次第が記録されている¹⁶⁾。また、翌 1895 (明治 28) 年 1 月 14 日に弘前市の和徳小学校で挙行された「開業式及び賞品付与式」では、《君が代》の他に、当時の尋常小学校最上級生である 4 年生により《勅語奉答》と《金剛石》(昭憲皇后御歌、奥好義作曲)が歌われた¹⁷⁾。このように、学校によっては儀式規程が定めた祝日大祭日以外の儀式にも、告示唱歌《勅語奉答》を速やかに取り入れていたことがわかる。

学校管理法書は、伊澤修二編『学校管理法』(1882)を嚆矢として多種の書籍が発行されていたが、国府寺新作・相沢英二郎『新式学校管理法』(1893)以来、儀式について項目を立てて述べるものが増えた。そのうち、管見の限り、1894 (明治 27) 年 6 月発行の寺尾捨次郎編『学校管理法』が初めて《勅語奉答》を組み込んだ式次第を掲載している。それによれば、三大節において《君が代》または「当日祝祭相当ノ歌曲」を歌い、尊影への敬礼と勅語奉読を行う。続いて職員総代と生徒総代が祝詞を述べ、「右式、了リタル後、校長ハ、当日ノ祝祭ニ関スル講話ヲナシ、以テ尊王愛國ノ志ヲ發煥セシメ、而ル後、勅語奉答ノ唱歌、或ハ君ガ代ノ唱歌ヲ謳ヒテ式ヲ卒フ」(pp. 378-379)とされる。《勅語奉答》と《君が代》のいずれかを式の最後に歌う構成は他にはみられず、儀式唱歌が告示されて間もない時期の特異な式次第といえる。

日清戦争に勝利し、ナショナリズムの高揚をみた 1896 (明治 29) 年には、領有した台湾でも「国語」、すなわち日本語教育の一環として勅語奉読、《勅語奉答》を含む儀式が行われた。1896 (明治 29) 年 7 月 1 日の台湾総督府国語学校講習員第一回卒業証書授与式では、伊澤修二学務局長の勅語奉読と柯秋潔による漢訳の勅語奉読が行われ、講習生一同により《君が代》《勅語奉答》《皇御国》が歌われた(『教育時論』第 408 号, 1896. 8. 15, p. 24)。また、1899 (明治 32) 年の台南県訓令第 9 号「国語伝習所小学校公学校祝日大祭日儀式規程」には、第 2 条に《勅語奉答》を含む式次第が示された(山本 2008, pp. 63-64)。勅語奉読と《勅語奉答》を含む学校儀式は、統治下において国民化を推進するための有効な装置であることが自覚されていたと考えられる。

他にも、小学校入学式規程にまで《勅語奉答》を含んだ例もみられる(明治 29 年 7 月 15 日愛媛県訓令第 35 号, 愛媛県教育協会 1912, p. 263)。「唱歌ハ在校児童ヲシテ合唱セシメ」とはいえ、ようやく学齢に達した新入学児童を相手に、「唱歌 君ガ代ノ類」「勅語奉読」「唱歌 勅語奉答」「式辞」「唱歌 入学若クハ修徳勸学等ニ関スル歌詞」を聞かせる式次第がこの通り実行できたのかは甚だ疑問であり、「唱歌ヲ課セサル学校ニ於テハ省略スルコトヲ得」と但書が付されていることから、唱歌を含めないで挙行された入学式も少なくなかったと思われる。しかし、児童が初めて経験する学校儀式に《勅語奉答》を含めるのが理想的な式次第と考えられた、と解することはできよう。

こうした例からは、《勅語奉答》が順当に式次第へと組み込まれたようにみえるが、ここまで示したのはむしろ希有な例であり、多くの小学校では《君が代》のみ、または《君が代》と式日相当唱歌を歌い、《勅語奉答》は歌われていない。そもそもこの時期は唱歌に取り組む条件が整っていない学校も珍しくなく、式日の出席率が平日に比して低いなど、儀式を重視する風潮は一般化していなかった¹⁸⁾。

そうした実情に対して、1890 年代後半以降の学校管理法書の多くが儀式の重要性を説き、式次第の範型を示すようになった。《勅語奉答》についていえば、それを含む式次第と、含まない形の両者があり、次頁に示す 2 例が典型である。

【表2】《勅語奉答》を含む式次第の例

(日下部三之介編 1896 『日本帝国小学校統理法』 pp.115-116)
 *大祭祝日の儀式
 学校長儀式挙行の旨を告げて御真影の蔽ひを開く
 唱歌(君が代を二回奏す)
 学校長 天皇陛下皇后陛下の万歳を祝し奉る
 勅語奉読
 唱歌(勅語奉答の歌)
 学校長式辞 教員祝祭日の理由を説明
 唱歌(祝祭日に相当する歌)
 御真影を蔽ふ
 学校長儀式終りたる旨を告げ順序退場

【表3】《勅語奉答》を含まない式次第の例

(岡本常次郎 1896 『単級学校ノ教授ト管理』 pp.355-356)
 *三大節
 生徒一同整列
 父兄及び保護者吏員軍人等着場
 生徒総代賀詞ヲ奉ル
 教師御影ニ対シ奉リ謹ンデ敬礼
 生徒及び参列員モ一同謹ンデ敬礼
 唱歌(君が代)
 教師勅語ヲ奉読シ一同低頭肅聴ス
 教師訓諭
 式日相当唱歌
 一同敬礼、参列者以下順次退場

他の項目は措いて唱歌に絞れば、開扉や御真影への敬礼の後に《君が代》を、訓示の後に式日相当唱歌を歌うことは双方に共通しており、勅語奉読の後に《勅語奉答》が入るかどうかが異なっている。その後出版された類書には、このいずれかのタイプの式次第が示され、一方に統一されることなく併存していくことになる。

2.2 1900~1920年代の式次第における《勅語奉答》

1900年の第三次小学校令に伴う小学校令施行規則(明治33年8月21日文部省令第14号)第28条には、三大節の儀式が次のように定められた。

第二十八条 紀元節、天長節及一月一日ニ於テハ職員及児童、学校ニ参集シテ左ノ式ヲ行フヘシ

- 一 職員及児童「君が代」ヲ合唱ス
- 二 職員及児童ハ
天皇陛下
皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ
- 三 学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス
- 四 学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス
- 五 職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拝戴セサル学校及特ニ府県知事ノ認可ヲ受ケ複写シタル御影若ハ府県知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セサル学校ニ於テハ前項第二号ノ式ヲ闕ク又唱歌ヲ課セサル学校ニ於テハ第一号及第五号ノ式ヲ闕クコトヲ得(下線引用者)

このように、規範となる式次第に《勅語奉答》は組み込まれていない。また、唱歌を課していない小学校では《君が代》も式日相当唱歌も省き、御真影への最敬礼、勅語奉読、勅語に基づく誨告のみの式で良いとされたことになる¹⁹⁾。この但書は、各府県等が定めた儀式規程に同様の文言を含むものがあったことや、唱歌を課していない全国の多くの小学校の実態を反映し、文部省

がそれを追認したものと考えられる²⁰⁾。

ところが、施行規則第28条に《勅語奉答》が含まれなかった一方で、1900(明治33)年から1905(明治38)年にかけて、確認できる範囲でも6曲の勅語関連唱歌が相次いで発表されるという、一見奇妙な事態が起きている。とりわけ、そのうちの2曲はタイトルも《勅語奉答》であり、さらにその1曲は告示の《勅語奉答》と同じく小山作之助が作曲している。つまり、1905(明治38)年時点で、告示の儀式唱歌を含む3曲の《勅語奉答》が存在していたのである。

【楽譜2】が、小山作之助編『新撰国民唱歌』第五集(1901)に初出の中村秋香作歌、小山作之助作曲の《勅語奉答》である。詞は基本的に七五調(1行のみ七七)の4行1番のみで、第1行と第4行は同じ歌詞となっている。曲も16小節と短く、勝作歌の《勅語奉答》と比べて3分の1の長さである。以後、この2曲を区別するために、それぞれ「勝作歌」「中村作歌」と表すこととする。

もう1曲は、佐々木吉三郎・納所辨次郎・田村虎蔵著『国定教科書準拠 諸教科統合 尋常小学唱歌』第四学年(1905)が初出の、佐々木信綱作歌、納所辨次郎作曲《勅語奉答》である(【楽譜3】)。これも16小節からなり、詞も七五調4行だが2番まである。興味深いことに、同書には勝作歌と、この佐々木作歌の、2曲の《勅語奉答》が続けて掲載されている。なぜそうした編集が行われたのか、また、なぜこの時期に告示以外の《勅語奉答》が新たに複数作られたのかについては、後述する。

さて、儀式規程から20年を経て学校儀式が定着した明治期末、式次第に関わる2つの調査報告が発表された。いずれも1910(明治43)年に行われた、帝国教育会による「学校儀式挙行準則調査」と、文部省が作法教授事項取調委員に命じた調査である。

前者は「小学校に於て挙行する儀式はその順序区々なるに付帝国教育会にては三大節及卒業式学校記念日式調査委員を挙て調査したる結果左に依るを最も適当と決議したり」(1910年9月21日付『東京朝日新聞』)と報じられた。同紙に掲載された三大節の式次第は「一、敬礼 二、学校長 御影の帳を開く 三、唱歌君が代 四、最敬礼 五、勅語奉読 六、唱歌勅語奉答 七、学校長訓示 八、唱歌其祝節に相当する歌 九、学校長 御影の帳を閉づ 十、敬礼」となっており、《勅語奉答》が含まれている。ただし、この調査を引用して書かれた、相島龜三郎『学校

【楽譜2】中村秋香作歌、小山作之助作曲
《勅語奉答》

【楽譜3】佐々木信綱作歌、納所辨次郎作曲
《勅語奉答》

儀式要鑑』(1910, pp. 26-27), および, 飯島利八『小学校の儀式に関する研究』(1911, pp. 92-93)には「六, 唱歌勅語奉答」がなく, 「九, 敬礼」で終わっている。その代わりに, 「五の『勅語奉読』の次に『唱歌(勅語奉答)』を加ふることを得」との但書が付されており, 本体か付記かの相違はあるものの, 帝国教育会は《勅語奉答》を含む式次第を提示したことになる。

一方, 文部省が「小学校作法教授ノ資料トナサンカ為ニ作法教授取調委員ニ命シテ調査セシメ」, その報告書として, 1910(明治43)年10月31日付で文部大臣に提出された『小学校作法教授要項』の式次第に《勅語奉答》は含まれておらず, 「加ふることを得」の但書も付されていない(大葉編1911, pp.105-107)²¹⁾。即ち, 文部省は1900(明治33)年の小学校令施行規則第28条に続いて, 《勅語奉答》を含まない式次第を提示したのである。

なお, 双方の調査報告に「唱歌ヲ課セサル学校」に関する付記がないのは, 1907年の小学校令改正(明治40年勅令第52号)により, 小学校の修業年限が6年間に延長されるとともに, 唱歌が必修科目となったためである²²⁾。つまり, 「順序区々」であった式次第は, 唱歌の視点からすれば, 全国の大半の小学校で《君が代》と祝日相当唱歌の2曲が必ず歌われるよう統一され, 学校によっては勅語奉読の次に《勅語奉答》を加えた3曲を歌うことになる。この際の《勅語奉答》は勝作歌の告示唱歌には限定されず, 中村作歌, 佐々木作歌を採用しても良いとされていたというのが, ここまでの教育政策を中心とした資料から読み取れることである。

当然, こうした動きは管理法書にも反映された。総じていえば, 1900~1920年代の管理法書, 学校一覧に示された式次第に《勅語奉答》が含まれる割合は多くない。《勅語奉答》を含む式次第を掲げている書籍の内訳をみると, 師範学校と女学校の記述が目立ち, 他に中等学校や学校種を指定しないものを除けば, 小学校を対象とする管理法書はわずかである。また, そもそも学校一覧を発行していたのは中等以上の学校が大半であるが, 師範学校や女学校の学校一覧でも《勅語奉答》が含まれない式次第が多くみられる。例えば, 東京高等師範, 東京女子高等師範では含めているが, 同じ時期の東京府青山師範では含めていない(相島1910, pp. 19-27)。このことからすれば, 《勅語奉答》の扱いは同じ校種でも学校によって異なっていたといえよう。

加えて, 《勅語奉答》を含む儀式の種類は必ずしも三大節というわけではなく, 東京音楽学校では天長節のみ(東京音楽学校編1911, p.59), 山口県師範学校では拝賀式と卒業式(山口県師範学校1914, pp.57-61), 岩手県師範学校や大分県師範学校では勅語発布記念式のみ(岩手県師範学校1909, pp.130-146, 大分県師範学校1918, pp.66-69)と多様である。小学校では, 10月30日の勅語奉読式にのみ含めているのがほとんどで(佐々木1907, 高野1909, 教育実務社編1909), ここからすれば一部の小学校が年に一度, いずれかの《勅語奉答》を歌ったに過ぎないことになる。無論, 各学校の学校日誌等一次史料には, 三大節のみならず卒業式, 学校記念日をはじめとして年に5回以上《勅語奉答》を歌った記録もあり, これ以上の推測は慎むべきであるが, 基本的には小学校令施行規則第28条を遵守する形で儀式が挙行されていたと解される。

2.3 1930年代以降の浸透

学校儀式の中心である三大節は, 1928(昭和3)年には明治節を加えて四大節となった。学制から60年を経た1930年代には, 地域を問わず小学校6年間の義務教育を全うすることが一般化し, 学校儀式は国民の年中行事として定着してきた。小学校対象の管理法書に《勅語奉答》を含む式次第が漸増していくのも, この時期からである。

まず注目されるのが松原一夫『農村小学校教育道への指向』(1932)で、四大節と修業卒業式の式次第に《勅語奉答》が含まれ、勅語奉読と《勅語奉答》が対として扱われている。また、乙竹岩造は1917年から1938年にかけて版の異なる6冊の学校管理法書を著しているが、小学校令施行規則を引用するのみであった1933年までの版とは異なり、1934年版、1938年版には四大節儀式の詳しい式次第を掲載し、「勅語奉答の歌合唱」の項目を含めている²³⁾。このように、いずれの《勅語奉答》が想定されているかは不明であるものの、《勅語奉答》を含む式次第が増えていくのである。

国民学校令(1941)により小学校が国民学校になると、小学校令施行規則第28条に相当する儀式内容の規定は、国民学校令施行規則(昭和16年文部省令第4号)第47条に引き継がれた。その変更点は、先に引用した小学校令施行規則第28条の但書から「又唱歌ヲ課セサル学校ニ於テハ第一号及第五号ノ式ヲ闕クコトヲ得」の部分が削除されたことのみであった。これもすでに1910年の文部省調査による「作法教授要項」において削除されていたのであるから、実質的には何も変更されなかったことになる。つまり、国民学校期においても、学校教育の根幹となる法規の式次第に《勅語奉答》は含まれていなかったのである。

同じ1941(昭和16)年、文部省が作法教授要項調査委員会の答申に基づき、師範学校・中等学校の修身科作法教授の細目として編纂し公表したのが「礼法要項」である。文部省普通学務局・専門学務局通牒「作法教育ニ関スル件」(昭和16年4月1日付発普52号)の別冊として公表された。これが師範学校・中等学校にとどまらず、学童を含めて「右以外ノ学校ニ付テモ右ニ準ジ」(川島1941, p. 531), 「同時に又一般国民の日常心得べき礼法の規準」(九華会編1941, p. 1)と位置付けられて「国民礼法」や「昭和礼法」の名でも流布し、種々の解説書が出版された。

この「礼法要項」のうち「皇室国歌に関する礼法」の第6章は「祝祭日」となっており、四大節の式次第が「次に……をする」という具体的な動詞の形で詳細に示されている。ここに含まれる唱歌は、御真影への最敬礼の「次に国歌をうたふ」、学校長訓話の「次に当日の儀式用唱歌をうたふ」の2項目である。しかし、本文の後に付された「注意」の第4項目に、「勅語奉答の歌をうたふ場合は、学校長訓話の前にする」との一行がある。文字の大きさを落として短く付された注意書きではあるが、これが文部省として発出した学校儀式の式次第に関する公文書の中に《勅語奉答》が記載された、おそらくは最初で最後の一文とみられる。また、国民学校期には、「祝祭日等ニ於ケル唱歌ニ付テハ周到ナル指導ヲナシ敬虔ノ念ヲ養ヒ愛国ノ精神ヲ昂揚スルニカムベシ」(国民学校令施行規則第14条)と、儀式唱歌の指導に関する文言が初めて法規に定められた。

この時期に式次第を掲げた書物には、管理法書よりも礼法書が多い。いずれも「礼法要項」に基づいた記述のため、解説の書きぶりに違いはあっても、「勅語奉答の歌をうたふ場合」の注意を含む式次第であることは変わらない。そうした礼法書の中で、川島次郎の『学校礼法 儀式編』(1942)に興味深い記述がある。川島は、《勅語奉答》を注意項目としてではなく、四大節式次第本文の中に括弧つきで「(次に勅語奉答の歌を歌ふ)」と位置付けており(p. 73)、勅語奉読式には括弧なしで同項目を入れている(p. 92)。その際の《勅語奉答》の解説には、「たゞひたすらに大御訓を畏み、大御訓に従ひ奉らうとする純真な態度こそ、真の日本人の心である。／勅語奉答歌を歌ふのは、此の心を声にあらはすものである」(p. 94)と述べており、後述するように《勅語奉答》は必ず歌われるべきだと考えていた。

また、川島は実際の式次第が規準から外れたり簡略化されたりしていることを問題視しており、

「試に各地で行はれてゐた重^{ママ}な形を集めて表にして」いる。サンプル 15 例がどのようにして選ばれたのか、校種すら定かではなく、調査というにはあまりに不完全ではあるが、川島の示した表 (p. 75) によれば、国歌斉唱と勅語奉読は全例で行われていたのに対し、式日相当唱歌は 12 例、《勅語奉答》は 9 例 (開扉・閉扉中に限れば 8 例) に留まっている。

これを多いとみるか少ないとみるか、それ以前と比べて増えているのかも判断しづらい数字ではあるが、学校儀式が絶対視されたこの時期に至っても、《勅語奉答》が「儀式の中で教育勅語奉読のあと、必ず歌われた」とは認められない。では、《勅語奉答》はなぜこのような扱いを受けることになったのだろうか。次節では、《勅語奉答》をめぐるどのような動きがあり、教育関係者、音楽家らはこの曲に対していかなる意見や評価を表明していたのかを明らかにし、時代の趨勢との関係を読み解きたい。

3. 《勅語奉答》に関する言及の推移

3.1 1910 年代になされた言及

1910 (明治 43) 年より前になされた《勅語奉答》に関する言及は、これまでのところ見出せていない。今後の継続調査が必要ではあるが、1907 (明治 40) 年以前には唱歌科が必修ではなかったこと、小学校令施行規則第 28 条の式次第に《勅語奉答》が含まれていなかったことなどから、この曲を歌う学校は限られ、さほど関心が向けられていなかった可能性がある。

2.2 で述べた帝国教育会による「学校儀式挙行準則調査」(1910) に関連して《勅語奉答》に言及したのが、東京高等師範附属小学校訓導であった相島龜三郎である。帝国教育会が「『勅語奉答ヲ加フルコトヲ得』として加へざるを本体とせるは、同唱歌が、小学校児童には、困難であるからといふ理由である」(相島 1910, p. 27) と述べ、「東京高等師範学校附属小学校職員組織にかゝる初等教育研究会」においてなされた、読者と同校教諭田村虎蔵との間の質疑応答を紹介している。

質問は、勝作歌の文部省告示《勅語奉答》が「尋常第三学年以下の生徒には、満足に之を歌ひ得るものは殆んど無之候。仍て、若し他に平易流暢にして、文部省の検定又は認可を経たるもの有之候はば、教育研究誌上にて御示教を仰ぎ度」という内容であった。これに対し、言文一致唱歌を牽引する作曲家でもあった田村虎蔵は、《勅語奉答》が「童に尋常第三学年以下の児童の困難とするのみに無之、小学校児童唱歌としても、中々六ヶしき歌曲」であり、「文部の当局者におかれても、私どもと御同様の感想を有せらるゝことと信じ居候」と答えている。そのため、儀式唱歌は必ずしも告示のものに限る必要はなく、文部省が検定、認可した歌曲であれば取捨選択してよいと述べ、「私ども地方に参りて見れば、勅語奉答の唱歌は、左記の歌曲を採用せるものが、最も多い様に承認いたし居候」として、尋常科では佐々木作歌【楽譜 3】を、高等科では中村作歌【楽譜 2】を挙げている (相島 1910, pp. 28-31)。ここからは、勝作歌の《勅語奉答》より発表から日の浅い、中村作歌または佐々木作歌の方を選択した学校も少なくなかったことがうかがえる。リズムや音域などからして、より平易と思われた佐々木作歌を尋常科に用いたということであろうか。

このように田村は、勝作歌の《勅語奉答》が高等科児童にとっても難しいと認めている。それでも東京高等師範附属小ではこの曲を式次第に含めているのであるが、それは附属中生徒など全

校関係者で斉唱するといった特殊な事情があったことで、自身が同校児童を指導するに際しても質問者と同様の感を抱くと吐露している。また、地方では勝作歌以外の《勅語奉答》が多く用いられている実情を伝え、現実を見据えた回答をしたと解される。

一方、島根県師範、長崎県師範などで教鞭をとり、作曲家でもあった奥田甚二郎(1913)は、「祝祭日唱歌の一部改作の議」を強く訴えた。奥田は、《勅語奉答》を「歌詞と曲節の調和最も良くして稀に見るの名作なり、殊に曲節は頗る変化に富み莊重森嚴、句々肺腑を衝くの感あり」と高く評価する。しかし、「曲趣は全く独唱的にして多人数の合唱には甚た不適當」であり、主にテンポの変化の乱用、文節に過ぎるため児童の能力範囲を超えており、この曲によって「聖勅に対する国民の至誠の発現を望むことは断じて不能」だとした(奥田 1913, p. 42)。音楽的な完成度は高くとも、その水準と児童の表現力との乖離が甚だしい儀式唱歌は、かえって国民教育の妨げとなると主張したのである。

この1910年代は、唱歌の必修化に伴い文部省編纂による『尋常小学唱歌』全6冊(1911-1914)が刊行された時期である。歌詞が国語読本の韻文教材の程度と合致するよう、歌の難易度も学年進行を考慮して編まれた教科書の普及は、儀式唱歌の評価についても児童の発達段階に照らして見直す視点を提供したといえよう。

1.2において、儀式唱歌が告示されて間もない時期に最高学年のみが勝作歌《勅語奉答》を歌った例を提示したが、これは年少の学年に歌わせるのは無理だと判断された結果であったと推察される。また、2.2では、1900年代に複数の新作《勅語奉答》が発表されたと述べたが、これも勝作歌の《勅語奉答》が難しいため、児童の水準に配慮して作られたといえる。2曲の《勅語奉答》を掲載した唱歌集があったのは、勝作歌《勅語奉答》の難度を考慮し、佐々木作歌のほうを歌ってもよいという意図で編集されたものと考えられる。

3.2 1930年代になされた言及

前項に挙げた奥田以降、約20年を経た1930年代には《勅語奉答》に対する意見が多く表明されている²⁴⁾。その核心は、儀式に用いる《勅語奉答》は勝作歌に限るのか、中村作歌の《勅語奉答》でも良いのかという点に焦点化され、佐々木作歌についての言及はみられなくなる。

まず注目されるのが、東京高等師範学校教授で文部省視学委員でもあった巨理章三郎の『教育勅語と学校教育』(1930)である。「勅語奉答の歌は、儀式次第に掲げてゐるものもあるが、ゐないものも多い、私の調査した範囲に於いても高等専門の学生に至るまで奉答歌を知らぬ者が少なくない」(巨理 1930, p. 613)というのが巨理の把握である。勝作歌の《勅語奉答》は難しいため教えていない、他の歌を歌わせている、告示のものでなければならないと論じる者がある、といった状況にも触れつつ、「他の式日歌のやうに、一定して普遍的に歌ふものと規定してないといふことも、何等かの理由の存することであらう」と理解を示している。巨理は勝の歌詞を「よく味つて見ると、意義が極めて高遠で深長である」(p. 614)と評価しており、「国民」がこの歌の精神を体得し、十分の感激を以て歌ひ得るようになることを望むとしつつ、学校儀式において勝作歌《勅語奉答》の徹底を求めてはいない。

次に挙げるのは、当時東京高等師範附属小学校訓導であった井上武士による、勝作歌《勅語奉答》の指導方法に関する記述である。「之は歌詞が長く、之を暗誦することに可成り困難がある」とした上で、歌詞やテンポの注意すべき部分を具体的に示している。困難ではあっても、「一般

小学校では勿論この歌を採用しなければならないのである。けれども地方によつては、この歌曲が長くて児童に歌はせるのが困難である為」に中村作歌のほうを採用しているところもあり、「文部省検定済であるから、絶対に不可であるとも云へまい。特殊な事情があれば之を以て代用するといふことも一つの便宜法と考へて差支えないと思つて居る」(井上 1933, pp. 20-21)と述べた。「特殊な事情」「代用」「便宜法」と、慎重に抑制しながらではあるが、中村作歌を用いることを認めているのである。

井上同様、中村作歌《勅語奉答》を「代用」と位置付けているのが、石塚響一の『祝日唱歌の歌ひ方並儀式祭祀要義』(1936)である²⁵⁾。小学校令施行規則第 28 条からすれば、《勅語奉答》は適宜省略してよいことになっているが、国民教育における中心思想である天皇の大御心に答えることは国民として当然の礼であり、「余程の支障のない限り勅語奉答の唱歌を奉唱しまつることは無論のこと」として、《勅語奉答》を歌うべきとしている (pp. 16-17)。

石塚は、勝作歌の《勅語奉答》を「雄大にして莊重に富み、真摯にして音楽的なる最も優良な奉答歌である。唯歌詞に同型類似の語多く、歌ひ誤り易いと云ふのが主なる欠陥である」(p. 41)と評価している。それゆえ、「少くとも高等小学校に於ては正式にこの歌曲(引用者注：勝作歌のほう)を取扱ふべき」だが、「四十小節の長きに涉り、しかも相当に程度の高いこの歌曲は取扱ひに困難」なため、尋常小学校では便宜上中村作歌のほうを代用する場合が多いという (p. 45)。勝作歌《勅語奉答》の高い音楽性を認識する石塚としては、可能ならばこの曲を歌わせたいのだが、それが困難だからと省いてしまうのではなく、中村作歌の代用でもよいので必ず《勅語奉答》を歌うことに主眼を置くという立場である。なお、石塚の著書にも「勅語奉答の唱歌に二曲あつて」(p. 45)と記されているように、1930年代には勝作歌と中村作歌の《勅語奉答》のみが取り上げられ、1910年代のようにそれ以外の《勅語奉答》や勅語関連唱歌は登場しない。

東京市汐見尋常高等小学校唱歌訓導であった近森一重も、石塚とほぼ同様の見解を披歴している。即ち、《勅語奉答》は法規上省くことも出来るが、これを歌うことは「大日本帝国に生をうけたものとして当然の義務であり且つ誇りとするところでなければならぬ」(近森 1936, p. 313)と述べる。また、勝作歌《勅語奉答》は「まことによく出来て居るが、たゞ余りに長く、曲想が高尚で且つ変化が多く、歌詞に類似の語句が多くて記憶し難く、小学校児童には少々程度が高すぎる嫌ひがある」(p. 325)としており、これが音楽教育関係者の大方の見解であったことをうかがわせる。近森は、勝作歌の《勅語奉答》も「尋常小学の高学年及び高等小学でなら教へられぬこともない」が、「はるかに簡単に歌ひ易く作られて居る」中村作歌《勅語奉答》も並置して、2曲の指導方法を解説している (pp. 325-327)。近森の場合は、中村作歌のほうを「代用」とするわけではなく、井上や石塚に比して中立的な立場を示したと捉えられる。

同じ年の『学校教育』誌上に異なる意見を表明しているのは、広島高等師範附属小の山本壽である。勝作歌の《勅語奉答》が「小学校に於ける儀式唱歌中の難物の一つ」であり、「一般にはあまり採用されていない」とするのは他の論者と共通だが、「之を教へていただく子供達は洵に可哀想にさへ思はれる」と、かなり否定的なニュアンスである。「一般小学校に於ては、これに代ふるに同じ作曲者の別の勅語奉答歌(引用者注：中村作歌)を以てしてゐる」という事実が、「おのづからその歌曲の適否を証明してゐる」とし、勝作歌《勅語奉答》が児童には不適切だとする。しかし、「然らばこの第二の(引用者注：中村作歌)『勅語奉答歌』が果して十全であるかといふに、私はさうは思はない。……たゞ制定のそれよりは、ましである、といふ程度のもの」と断じ、

『勅語奉答歌』について根本的に考へ直してることが大いに必要」だと提唱している（山本 1936, pp. 95-96）。

このような言明が続く事態を、歴史的経緯や記憶を含めて整理したのが、60代半ばにさしかかっていた田村虎蔵の連載記事（1937）である。《勅語奉答》は「最近これが東京市及び各府県の問題となつて」おり、それは勝作歌によるべきか、中村作歌でも良いのか、中村作歌は絶対採用してはならないのか、という問題だという（田村 1937a, p. 2）。告示された儀式唱歌のうち勝作歌の「勅語奉答歌のみは、爾来現今に至るまで、小学校には普及・採用を見るに至らなかつた」理由として、田村が挙げたのは以下の4点である。

- (一) 文部省制定の勅語奉答歌は、小学校児童に不適當なること。
- (二) 文部省規定の儀式施行の次第に、勅語奉答歌のみは省略されて居ること。
- (三) 勅語奉答歌には、明治三十五年に文部省検定済となつて居る、今一種「あな尊しな……」の歌曲があつて、此の方が全国的に代用されて居ること。
- (四) 明治三十六・七年の頃かと思ふが、某県知事より、「あやに畏き……」の代りに、「あな尊しな……」の方を採用して宜しいかと文部省に問合せた所、「差支えない」との回答があつた様に記憶して居ること。（田村 1937a, pp. 3-4）

田村は翌月の記事において、「明治二十年代はこの儀式唱歌に対して、大した文句も非難もなかつたが、明治三十年代に入ると、各府県実施上の経験から、勅語奉答歌と天長節の二歌曲は、全国初等教育界の問題となり……同三十四・五年の交には……改作方の建議案が作製せられ、文部省には続々と是等の要望書が到着するに至つた」（田村 1937b, p. 2）と述懐する。これは先に示した相島（1910）、與田（1913）の記述とも整合することに加え、1900年代に複数の《勅語奉答》や勅語唱歌が発表されていた事実とも合致する。

田村は、こうした動きに対する「二つの事件」も記録している。以下がその骨子である。

- 1) 文部省は勅語奉答・天長節二歌曲の適否に就いて、東京音楽学校に諮問せられたこと。（明治 34, 5 年）
回答：勅語奉答歌。曲想は莊嚴味に富み、且つ流暢であつて頗る宜しいと思ふが、小学校用の儀式唱歌としては、曲体が稍や長大に過ぎる。歌詞は同じ様な語句が反復されて間違ひ易く、小学児童には最も不適當であると認める。
- 2) 文部省制定勅語奉答歌の作曲者小山作之助は、自作の奉答歌が全国的に不評判なのをいたく慨嘆せられ、これはどうしても国家に対する自分の責任を果たさねばならぬと決心されて、更に「あな尊しな……」の一種を作製されたこと。

（田村 1937b, pp. 2-3）

この後田村は、「兩種奉答歌に対する私の所感」として、「其の何れが教育的であり児童的であるかは、最早議論の余地がない迄に、天下公論の決定して居る所」であり、「音樂的にも教育的にも、小学児童には『あな尊しな……』の方が適材であるのに、今更悪名をかぶせて変更させやうとするのは、甚だ無理な強制的行為であつて、私は我国初等教育界の為に、果してそれが利益

であるか否かを疑ひ、且つ果して実行し得られるや否やを恐れる」(田村 1937b, pp. 4-5) と述べるのである。つまり、田村は明確に中村作歌のほうを支持し、勝作歌《勅語奉答》を歌わせることは実行不可能、ないしは初等教育界の利益にならないという立場である。これはかつて田村自身が質問に回答(相島 1910)した際の姿勢を貫くのみならず、周囲の状況に対抗すべくより明確な主張となっている。

これらの記述からは、勝作歌《勅語奉答》への音楽的、教育的評価は定まっており、それにもかかわらず国民教育の観点から教えるべきである、教えられないことはない、教えられない場合は中村作歌の代用を可とするという立場と、児童教育の視点から中村作歌《勅語奉答》を採用すべきという立場、さらには勅語奉答の根本的な見直しを求める立場の三者が、それぞれの主張を展開している状況が読み取れる。

こうした状況に、文部省側から楔を打ちこんだのが、日本文学、特に俳句の研究者で文部省図書監修官であった各務虎雄である。各務は、1937(昭和12)年12月4日に東京蔵前高等小学校講堂で開催された、東京市教育局・帝都教育会主催「祝祭日儀式用唱歌研究会」において講演を行った。翌1938(昭和13)年2月の『月刊 初等学報』に掲載された講演録のうち《勅語奉答》に関する主要部分は以下の通りである。

勅語奉答の歌は文部省撰定のものでなくても差支へないやうに考へられて来て居るのであります。法規の方で申しますと、文部省撰定以外のものを歌つてもいい、といふことは……明治二十六年十月二十日の訓令で認められまして、以後大正七年に発行しました文部省文書課編纂の『教育法規』までは、それが載せられて居つたのであります。それが大正八年以後の『教育法規』から省かれて居ります。……それで検定の「あなたふとしな」の歌曲は、教材としては生きてゐるが、今日国家の祝日に歌ふべきものでないと思ふのであります。……祝日祭日に歌ふ「勅語奉答」の歌は、この「あやに畏き」であるべきであらうと思ひます。(各務・澤崎 1938, pp. 21-22)

各務は、「挙国一致で奉答申上げる、さういふ気持を表す」ために、全国で勝作歌《勅語奉答》を歌うのがよいとする。さらには「国民音楽」の語を用いて、儀式等の歌は「誰もかれも子々孫々まで歌ひ続けて行くといふ所に、意味がある」として、「あやに畏き」を地域と世代を超えて歌い続ける必要を説いた(各務・澤崎 1938, p. 22)。

この発言がどれほどの影響力をもったのかは不明である。だが、日中戦争に突入した年になされた各務の発言の前後では時代の状況も大きく変化し、勅語体制を支える学校儀式は一層の徹底を求められることになる。

3.3 1940年代になされた言及

この時期になされた《勅語奉答》への言及としては、「礼法要項」(1941)が出された後の2点にのみ接している。その1点が、2.3でも触れた川島次郎『学校礼法 儀式篇』(1942)であり、書名からもわかるように、「礼法要項」の学校用解説書である。

川島は、《勅語奉答》の歌を省く学校があり、「国民学校令施行規則にも、他の儀式用唱歌と同一の取扱をして居ないように感ぜられる節がある」(川島 1942, p. 227) ことを問題視する。川島

のいう《勅語奉答》は勝作歌の方を指しており、これを「単に困難だといふ理由によつて変更するのは不穩当」だとして、儀式での徹底を求める。「儀式唱歌の価値を發揮せしめようとするれば、十分な歌詞についての理解と感銘を与へなければならぬ……『勅語奉答』は、勅語に対し奉る深い感激を表わす真心の声でなければならぬ。それにはこの歌詞は常に口づさまれ、この歌は常に唱謡されなければならぬ」(p. 229) と、式日のみならず平素の歌唱をも求めるのである。これは《勅語奉答》に対してだけでなく、「どこまでも法によつて制定せられたる儀式用唱歌を用ひ、歌詞も四節から成るものは四節のすべてを歌ふやうにしなければならぬ」(p. 233) と、代用や省略を一切認めていない。

東京高等師範学校訓導であった川島次郎は、大正期から昭和戦後期にかけて修身、礼法に関わる書籍を多く著した。1938 (昭和 13) 年、文部省が「礼法要項」に関する調査会を設置した際、特別委員としてかかわった経歴からしても (川島 1944, p. 4), 告示された儀式唱歌を完全な形で歌う儀式からの逸脱は許容しない、という姿勢を示したと考えられる。

川島が指摘したように、国民学校令施行規則の式次第からは《勅語奉答》が省かれていたものの、文部省が発行した教師用指導書『初等科音楽 教師用』(1943) には、勝作歌《勅語奉答》の指導上の注意が以下のように示されている。

1. 学年程度に応じて何のために歌ふ唱歌であるかといふことをよく理會させ、また歌詞の大意を指導すること。
2. 歌詞が相当に長く、且つ同じやうな語句が反復されているから、よく注意して正しく暗記させることが大切である。特に「かしこき」「たふとき」「たふとく」「かしこく」等を混同しないやうに、徹底的に指導しなければならない。
6. 歌詞も、楽曲も、可成り程度が高いから、初等科第三、四学年に於いては、大体の指導に止める。
7. 初等科第四学年までは聴唱法で指導し、第五学年以上では楽譜の視唱を行ふ。

(文部省編 1943, pp. 60-61, 3~5 は省略)

文部省は、40 年以上に亘って続いてきた、児童が歌うのは困難だという批判に応え、学年に応じた段階的指導を行うよう指示している。絶対的規範となる指導書に具体的な指導法が示され、「徹底的に指導しなければならない」とされたことの意味は看過できない。

最後に取り上げるのは、井上武士が全国の教員から寄せられた数多の質問に答えるべく著した『国民学校芸能科音楽問答』(1943) である。一問一答形式で、それぞれの問いに対し、自身の経験を踏まえた具体的な指導方法を中心にして答える実践書となっており、《勅語奉答》に関わる問答が 6 点挙がっている。

たとえば、『紀元節』『明治節』どの節かを省いて歌はせることは差支ないでせうか。またこれをよく覚えさせるコツがありましたらお教へください」といった問いに対しても、井上は指導の工夫を具体的に説明している。その上で、一節でも省くことは「お祝日の歌としては不完全」であるとし、「教師自身がよく覚え、之を十分に暗記させるといふしつかりした自信と意気込みを以て指導することが最も大切」だと、教師の奮起を促す (井上 1943, pp. 42-49)。

同様に、「(勝作歌の)『勅語奉答』は歌詞が長く、且つまぎれ易いところが多くてなかなか児童

に覚えられません」と工夫の教示を求められたのに対し、「五年以上の児童でこの位のものが覚えられないやうな頭では到底国家のお役に立つ人間にはなれないと思ひます。何より先ず教師自身が正しくこれを暗記し、必らず覚えさせるといふ意気込みで指導すれば決してむづかしいことではありません」(p.42)とも述べている。

また、中村作歌のほうを歌わせても差支ないか、という質問に対しては、「国民学校以前には……短い方を歌はせてゐたところもありましたが、あれは文部省撰定ではありません。やはり……文部省撰定のもを歌はせなければなりません」と応じ、《勅語奉答》は歌わないでもよいかとの問いには「音楽教科書の中にはちゃんと『勅語奉答』の唱歌が掲げてありますので、一つの礼として当然歌はせなければならぬものと考へます」と答えている (pp.50-51)。

これらは時局が書かせた言葉といえようが、この10年前、井上は中村作歌《勅語奉答》の「代用」を認めていたはずである。確かにこの間、小学校から国民学校への移行に合わせて唱歌科は芸能科音楽へと変わり、指導内容も充実が図られた。教師用指導書や井上(1943)の解説がそうであるように、児童の発達段階を考慮した段階的な指導の工夫が提示されてもいた。だが、全国から寄せられたという質問内容は、それが井上の選択や編集の結果であったとしても、勝作歌《勅語奉答》を指導する困難に変化はなかったことを示している。それにもかかわらず、「必ずこの歌を覚えさせなくてはならない」という言明が正統性と聖性を帯びたことは、国民学校期の教育をよく象徴している。

4. 結語

以上、祝日大祭日儀式の式次第と《勅語奉答》への言及を通して、この儀式唱歌がどのように扱われ、位置付けられてきたのかを明らかにした。その結果、従来言われてきたように、全国の学校で祝祭日儀式が行われる際、勅語奉読に続いて必ず《勅語奉答》が歌われていたのではなく、国民に最もよく知られた儀式用唱歌とはいえないことが裏付けられた。式次第中に《勅語奉答》を組み込んだ管理法書、学校一覧等はむしろ少なく、《勅語奉答》の歌唱が徹底して求められたわけではなかったのである。

その主な理由は、告示唱歌である勝作歌の《勅語奉答》が難解で類似した言葉が反復されて覚えづらいこと、曲としても長く、テンポの変化を伴っているために歌いづらいこと、それらが児童の能力や発達段階に適してしていないといった、この曲の評価に求められる。実践の場でも扱いに苦慮したのか、《君が代》と式日相当唱歌は歌っても、《勅語奉答》を省く式次第のほうが、より多くみられた。教育者たちからは、勝作歌《勅語奉答》への批判や改作の要望も巻き起り、それに応えるように告示唱歌の代用となる《勅語奉答》も複数作られた。それらのうち、特に中村作歌《勅語奉答》は、ある程度の浸透をみた。

こうした意見や動向に対し、文部省は告示唱歌《勅語奉答》を法令中の式次第から省く一方で、他の《勅語奉答》や勅語関連唱歌を認可した。これにより、《勅語奉答》を歌わないことも、他の唱歌で代用することも許容する姿勢をとったのである。

だが、1930年代後半以降は、告示唱歌《勅語奉答》を歌うべきとする言説の勢いが増し、文部省も「礼法要項」(1941)の式次第に《勅語奉答》を歌う場合の順序を定め、芸能科音楽の教師用指導書にも告示唱歌《勅語奉答》の指導上の注意を掲載した。

ところで、これまでに実施した聞き取り調査の中で、非常に興味深い発言があった。1929（昭和4）年生まれの方が、勝作歌《勅語奉答》について次のように証言されたのである。

「難しい。だから、こういうのは、こんなしまいまで、実際の式のときに歌ったことはなかった。……はじめのここ（注：【楽譜1】最初の2段）だけというのはものすごくいいでしょう、さっとすんでしまうんですから。」

おそらく、この学校の式次第には、勅語奉読の後に《勅語奉答》が置かれていただろう。また、どの《勅語奉答》を歌っているかと問われれば、「代用」ではなく告示唱歌を歌っていると答えたであろう。子どもたちが覚えづらく歌いづらいということと、正式な唱歌を歌わせるということに折り合いをつける、教師の工夫だったと思われる事例である。

告示唱歌を厳格に教えられたという証言や中村作歌のほうを覚えさせられたという回想（有本2018）、それまで他の《勅語奉答》を歌っていた学校が国民学校期の途中から告示唱歌に切り替えた記録もある一方で、《勅語奉答》を含まない式次第も多く存在しており、実践の場では最後まで《勅語奉答》の扱いが統一されることはなかったとみられる。つまり、聞き取り調査で《勅語奉答》の記憶に出会うことが少なかったのは、戦後に忘却された故ではなく、《勅語奉答》が初めから記憶される機会を失っていたことによる。この意味で、《勅語奉答》は、儀式唱歌の中でも特異な扱いを受けた唱歌であった。

これらが明らかになったことで、《勅語奉答》を研究する意義が一層広がりをもって捉えられる。それは、他ならぬ教育勅語に答え奉る誓いの声である《勅語奉答》だからこそ、行政や指導的な言説と実践の場、子どもとの距離をプリズムのように透過して見せてくれるからである。儀式という強力な忠誠競争の磁場に駆り立てられていく中で、行政や指導的な立場にある者たちが児童をどう捉えていたのか、日々生身の子どもに対する実践者たちはそれにどう対応したのか、そしてそれぞれの立場において何を優先しようとしたのか。さらには、そうした思惑や磁場の中で子どもの心と身体に何が刻まれたのか。記録と記憶の交点から掴みとり、伝えていかななくてはならない課題である。

【謝辞】

本研究にあたり、聞き取り調査にご協力いただきました方々に、心より感謝申し上げます。

* 本稿は、2018年度～2020年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「儀式唱歌が作った子どもの心と身体—勅語奉答歌を中心とした歴史的・社会学的研究—」（18K02639、研究代表者：嶋田由美）に基づく研究成果の一部である。

** 人名をのぞき、旧字体は新字体に改めた。

【注】

- 1) 『学制百年史』第一編第二章「近代教育制度の確立と整備」>第一節「概説」>「二 明治憲法と教育勅語」>「教育勅語の起草と発布」の項。
- 2) 明治節が祝日として制定されたのは1927（昭和2）年3月3日であったが（同日付詔書，官報号外），同年は大正天皇の諒闇中であつたため明治節の儀式は行われなかった。
- 3) 「小学校祝日大祭日儀式規程」では，このほかに孝明天皇祭，春季皇霊祭，神武天皇祭，秋季皇霊祭，四方拝（一月一日）を含み，年間合計10回の儀式が規定された。
- 4) ここにいう「合唱」は，複数の声部に分かれた演奏形態ではなく，現在の「斉唱」，つまり全員が同一のメロディをユニゾンで合わせて歌うことを指している。「合唱」の語の用法については，熊谷（2017）を参照のこと。
- 5) 「唱歌」は，1872（明治5）年の学制第27章に示された下等小学の教科名の一つであつたが，「当分之ヲ欠ク」の但書が付され，開設されるまでには時間がかつた。
- 6) 儀式規程に唱歌合唱が含まれることになったのは，森有礼の内命に端を発すると言われる。森は1888（明治21）年2月ごろ（小野2010によれば1887年10月以前の可能性あり），紀元節，天長節に学校で儀式を行うこと，「其式ハ専ラ唱歌ニ由ルヲ可トス」る旨の演説を行い，この方針は文部省から各府県に「内命」として発せられた。この経緯については，小野（2010）を参照のこと。
- 7) 同条には「御影ヲ拜戴セサル学校ニ於テハ」御影に対する最敬礼を「闕ク」との但書が付されているが，唱歌を課していない学校に対する記載はない。「唱歌ヲ課セサル学校ニ於テハ」唱歌合唱を「闕クコトヲ得」とする旨の但書が付されるのは1900年の小学校令施行規則からであり，それ以前は唱歌を課していない学校であっても，法規上は儀式唱歌の合唱が義務付けられていたことになる。
- 8) 「小学校ニ於テ祝日大祭日ニ用フル歌詞及楽譜ノ件」(1891年12月29日付通牒)として，以下の13曲が官報（1892年1月7日第2553号）に掲載された。
《我大君》《君が代》《天津日嗣》《栄ゆく御代》《五日の風》《大平の曲》《祝へ吾君を》
《瑞穂》《治る御代》《君が代の初春》《紀元節》《天長節》《君が代》
（《君が代》2曲の出典は，『小学唱歌集』および『中等唱歌集』）
- 9) この《君が代》は，注8の13曲中『中等唱歌集』掲載のほうを指しており，現行の国歌《君が代》である。
- 10) 《明治節》は，1928（昭和3）年3月28日の官報第372号において歌詞が募集され，その選定結果に基づいて楽譜の募集がなされた上で，1928年10月2日文部省告示により儀式唱歌に追加された。
- 11) この研究は，日本教育学会が2017年6月18日に開催した公開シンポジウム「教育勅語問題を考える」(於早稲田大学)において，有本が行った報告「教育勅語と唱歌—儀式による共存関係を中心に—」に端を発している。翌2018年度からは，嶋田を中心として，有本，権藤の3名による共同研究を開始した。
- 12) 学校管理法書は，1881（明治14）年の「師範学校教則大綱」に「教育学校管理法」が学科として定められたことにより，師範学校の教科書として普及した。また，師範学校生徒以外の教員志望者が受験する「小学校教員学力検定試験」も師範学校の学科に拠ることとされたため，広く読まれた（水谷2020，p.141）。学校一覧は，各学校が発行する，主に諸規則や心得が記された冊子である。
- 13) 次頁【表4】が，現在確認できている勅語関連唱歌の一覧である。このうち2番，3番，21番，31番は，雨宮（1997，1998a）の資料には挙がっていない。しかし，【表4】ですべての勅語関連唱歌を網羅できているわけではなく，例えば巨理（1934）の「教育勅語関係書目」(pp.569-586)リストにも内容未確認の唱歌が掲載されている。なお，作曲者が空欄となっているものは，詞のみでメロディのついていない歌である。30番の中村秋香作歌《勅語奉答》は，1897年10月発行の『音楽雑誌（おもがく）』第73号，p.21に，《勅語奉答歌》として詞のみの形で発表されている。

【表4】勅語関連唱歌一覧表

番号	発行年月日	編者・著者	書名	発行者	曲名	作詞者	作曲者	歌い出し
1	1890.12.27	菟道春千代	国民教育 勅語唱歌	金港堂本店	国民教育 勅語唱歌	菟道春千代		まもれやまもれみことりの
2	1891.1.14	北村長太郎	勅語拝読の歌	細謹舎	勅語奉読歌	武田猛夫・岡直麿		豊栄昇る日の本は
3	1891.1.25		音楽雑誌 第5号	音楽雑誌社	拝読の歌	白井規矩郎		仰ぐもかしこし天皇の
4	1891.2.20	早川貞雄	教育基本 勅語之歌	大阪教育書房	教育基本 勅語之歌	和久光徳		勅語降り大勅語
5	1891.2.20	早川貞雄	教育基本 勅語之歌	大阪教育書房	教育基本 勅語之歌	寺本次郎		嗚呼臣民よ臣民よ
6	1891.3.15		上野教育会雑誌 第41号	上野教育会	勅語童謡教へ歌	栗本宅次郎		一ツツヤ人々守れよ
7	1891.3.24	橋本光秋	勅語歌	金港堂	勅語歌	橋本光秋		亜細亜の極に一孤島
8	1891.5.22	石橋臥波	教育勅語釈義	吉岡教育書房	勅語歌	石橋臥波		いとやすけき洋の
9	1891.6.20	渡邊武助	勅語唱歌	森本里	勅語唱歌	渡邊武助		我が日の本の国たるや
10	1891.6.27	小田清雄	教育勅語勸学歌	大阪国文館	教育勅語 勸学歌	小田清雄		五大洲なる万国を
11	1891.7.18	松本仁吉 (謙堂)	教育勅語之唱歌	花井卯助	教育勅語之唱歌	松本仁吉		我が大君は畏くも
12	1891.8.1	森塚廣吉	勅語訓歌	森塚廣吉	勅語訓歌	森塚廣吉		我天皇の大御先祖
13	1891.9.17	長尾芳太郎	唱歌筆記	霖落堂	勅語奉読式の歌	宮嶋善文	長尾芳太郎?	仰ぐも高き御座は
14	1891.11.25	恒川鏡之助	帝国式日唱歌	吉岡平助	勅語の歌	宮嶋善文	恒川鏡之助	仰ぐも高き御座は
15	1891.12.7	武安衛	勅語奉読の歌	香文舎	勅語奉読の歌	武安衛		朝日かゝやく日本国
16	1892.2.15	恒川鏡之助	愛国唱歌集	普及舎	勅語の歌	倉田穉	恒川鏡之助	をしへの業はしなじなど
17	1892.3.10	武安衛	勅語奉読の歌	香文舎	勅語奉読の歌	武安衛		神の開ける日本国
18	1892.8.21	深澤登代吉	唱歌集	中田書店	拝読の歌	白井規矩郎	深澤登代吉	仰ぐもかしこしすめらぎの
19	1892.12.30	佐藤茂助	生徒用唱歌集	翰林堂書肆	勅語奉読式の歌	金戸彌一郎	佐藤茂助	大君の恵みの露に
20	1893.8.12		祝日大祭日歌詞楽譜	官報	勅語奉答	勝安芳	小山作之助	あやに畏き天皇の
21	1893.8.17	恒川鏡之助	小学式日唱歌	豊住書店	拝読の歌	恒川鏡之助	恒川鏡之助	あなたふとしやすめらぎの
22	1893.8.18	伊澤修二	小学唱歌 巻之三下	大日本図書	教育勅語拝読之歌	阪正臣	未詳	千代田の宮にちよかけて
23	1893.9.10	八雲都留麻	教育勅語さとし歌	吉岡平助	教育勅語さとし歌	八雲都留麻	八雲都留麻	ひろきせかいのそのなかに
24	1896.5.12	元橋義敦	学校式日唱歌集	熊谷久榮堂	勅語拝読の歌	村上珍休	元橋義敦	縁に畏き我が御帝
25	1896.11.3	農美重由	教育勅語唱歌集	明輝社	教育勅語拝読の歌	農美重由	元橋義敦	縁に畏き天皇の
26	1900.11.15	武島又次郎 (羽衣)	教育勅語唱歌	大倉書店	教育勅語唱歌	武島羽衣	小山作之助	あやに尊き天皇の
27	1900.12.15	今關榮蔵	教育勅語唱歌	秀英舎	教育勅語唱歌	栗島山之助	山田源一郎	亀の尾山の殿角を
28	1901.3.24	渡邊武助	勅語唱歌	増田秀吉	勅語唱歌	渡邊武助	山田源一郎	我が日の本の国たるや
29	1901.6.9	林麿臣	教育勅語修身唱歌	君民同祖書院	教育勅語修身唱歌	林麿臣	山田源一郎	教育勅語は国民の
30	1901.7.25	小山作之助	新撰国民唱歌 第五集	東京開成館	勅語奉答	中村秋香	小山作之助	あなたふとしな大勅語
31	1905.10.	佐々木吉三郎・納所辨次郎・田村虎蔵	尋常小学唱歌 (国定教科書準拠 諸教科統合) 第四学年		勅語奉答	佐々木信綱	納所辨次郎	国の教の基ぞと
32	1908.1.26	牧野安之助	勅語義解修身歌	通法寺聖学会	勅語義解修身歌	井上円了		太平洋の西の方
33	1926.4.13	田村虎蔵	検定唱歌集 尋常科用	松邑三松堂	勅語奉答	佐々木信綱	田村虎蔵	国の教の基ぞと

- 14) 兩宮 (1998a) は教育勅語関係唱歌を5種に分類し、その一つに「奉答歌」系を挙げて「勅語が煥発された事に対する国民の喜びなどを表したものと説明している。しかし本稿のいう「奉答歌」は、「勅語に対して謹んで答える歌」、さらに端的に言えば「勅語への忠誠を誓う歌」を意味する。
- 15) 小山作之助は、審査委員会設置当初からの委員ではなく、1892 (明治25) 年3月22日に追加任命されている。東京音楽学校教授在任期間は、1897-1903年。
- 16) 『北海道教育雑誌』第18号、1894年4月21日発行、p. 37、および『東奥日報』1894年4月1日付。
- 17) 弘前図書館所蔵「明治廿八年／明治廿九年 学校日誌 和徳尋常小学校」(一次史料)。
- 18) 祝日大祭日儀式が義務化された当初、生徒たちの出席は芳しくなかったようである。それは、「彼等ノ父兄ハ概ネ祝祭日ノ何タルヲ知ラザルト休日ナレバ出席セシメザルモ課業ニ損益ナシト考フルト殊ニ着換ノ衣裳ヲ所持セサルモノ等アルニ因ル」ためであり、学校は「彼等ノ蒙ヲ啓カンコトヲ務メ毎回儀式ノ数日前ヨリ其必ス出席セザル可ラサル理由ヲ説キ示」さなければならなかった (新潟県教育会1894, p. 62)。
- 19) 中等学校の儀式に関しては、1901 (明治34) 年の中学校令施行規則 (文部省令第3号) 第19条で「紀元節、天長節及一月一日ニハ職員及生徒学校ニ参集シテ祝賀ノ式ヲ行フヘシ」とだけ示された。また、同年の高等女学校令施行規則 (文部省令第4号) 第23条、1907 (明治40) 年の師範学校規程 (文部省令第12号) でも、中学校令施行規則第19条を準用することが定められた。
- 20) 儀式中に唱歌斉唱を行わない学校も多く、滋賀県は1891年7月14日、文部省に「唱歌ヲ課セサルカ為合唱シ得サルトキハ一々官衙ノ許可ヲ経サルヘカラサルカ如シ然ニ之ヲ知ラサルカ為合唱セサルハ敢テ不敬ヲ以テ論スヘキ限ニ無之ト相認候間右等ノ取除方ハ (注：儀式規程の) 第八条ニ拠リ知事

- ノ規定スル次第中ニ知事限り明文ヲ挙ゲテ訓令シ一校毎ニ経何スルノ手数ヲ相省キ可然可哉」と照会した。文部省は同年10月15日に「何之通」と回答し（佐藤編1994, p. 68）、唱歌を欠くことを認めた。
- 21) 式次第は、「一、職員・児童入場 二、御影ノ覆物ヲ撤ス此ノ時職員・児童一同立礼 三、「君カ代」ノ合唱二回 四、御影ニ対スル最敬礼 五、勅語奉読 六、祝祭日唱歌合唱 七、御影ニ覆物ヲ為ス此ノ時職員・児童一同立礼」(大葉編1911, pp. 105-107)。1911年8月31日付官報第8459号「師範学校中学校作法教授要項」も同じ。
- 22) しかし附則第5項に「唱歌ハ当分ノ内之ヲ闕クコトヲ得」とあり、この附則が削除されて唱歌が尋常小学校の完全な必修科目となるのは1926（大正15）年のことである。
- 23) ただし、1934年版と1938年版は、学校管理法を教える教員用の「教授用参考書」であり、式次第の記述の変更は書籍の性格ともかかわっている可能性がある。
- 24) 1914年から1929年にかけての《勅語奉答》に関する言及は、現在のところ見出せていない。
- 25) 石塚がどのような立場の人物であったのかは、わかっていない。同書の校閲が田村虎蔵であることや、文章の書きぶりからすれば、東京市の音楽専科教員であった可能性がある。

【文献】

- 雨宮久美1997「明治期の倫理教育と唱歌—教育勅語関係唱歌について—」『日本大学教育制度研究所紀要』第28集, pp. 51-114
- 1998a「明治期の倫理教育と唱歌2—曲のつかない教育勅語関係唱歌について—」『日本大学教育制度研究所紀要』第29集, pp. 49-97
- 1998b「明治期の倫理的唱歌の成立—忘れられた教育勅語唱歌—」『明治聖徳記念学会紀要』第23号, pp. 37-69
- 1999「明治期の倫理教育と唱歌3—教育勅語関係唱歌・教育童歌—」『日本大学教育制度研究所紀要』第30集, pp. 73-136
- 有本真紀2013『卒業式の歴史学』講談社
- 2018「学校儀式と身体—教育勅語と唱歌の共存関係を中心に—」日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育—教育勅語の教材使用問題をどう考えるか—』世織書房, pp. 74-94
- 入江直樹1994「儀式用唱歌の法制化過程—1894年『訓令第7号』が学校内唱歌に残したもの—」日本大学教育学会紀要『教育學雑誌』28巻, pp. 208-219
- 小野雅章2010「小学校令施行規則（1900年8月）による学校儀式定式化の諸相」『教育学雑誌』第45号, pp. 25-43
- 2018「教育勅語の内容と実施過程—教育勅語は学校教育に何をもたらしたのか—」日本教育学会教育勅語問題ワーキンググループ編『教育勅語と学校教育—教育勅語の教材使用問題をどう考えるか—』世織書房, pp. 14-73
- 熊谷綾子2017「明治期の学校教育における合唱—概念と実際—」『創発 大阪健康福祉短期大学紀要』第15・16号, pp. 3-14
- 佐藤秀夫編1994『続・現代史資料8 教育 御真影と教育勅語Ⅰ』みすず書房
- 嶋田由美2018『唱歌教育の展開に関する実証的研究』学文社
- 西島央2015「記憶からたどる儀式の中の音楽とその社会的機能」本多佐保美・西島央・藤井康之・今川恭子編『戦時下の子ども・音楽・学校—国民学校の音楽教育』開成出版, pp. 341-358
- 本多佐保美2015「付属CD収載曲目解説」本多佐保美・西島央・藤井康之・今川恭子編『戦時下の子ども・音楽・学校—国民学校の音楽教育』開成出版, pp. 384-388
- 水谷智彦2020「生徒集団を管理する罰の諸類型—明治期『学校管理法書』中の罰の方法とその効果の分析から—」『立教大学教育学科研究年報』第63号, pp. 139-152
- 文部省1972『学制百年史』文部科学省ホームページ（最終閲覧日2020年12月28日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317610.htm

山住正己 1967 『唱歌教育成立過程の研究』 東京大学出版会

山本和行 2008 「台湾領有初期における教育勅語の導入過程」『日本の教育史学』 第51巻, pp. 56-68

【資料】

相島龜三郎 1910 『学校儀式要鑑』 前川文栄閣

飯島利八 1911 『小学校の儀式に関する研究』 開発社

伊澤修二 1882 『学校管理法』 丸善

石塚響一 1936 『祝日唱歌の歌ひ方並儀式祭祀要義』 音楽教育書出版協会

井上武士 1933 「明治節儀式唱歌の指導について」『学校音楽』 10月号, pp. 19-21

————— 1943 『国民学校芸能科音楽問答』 藤井書店

岩手県師範学校 1909 『岩手県師範学校一覧』

愛媛県教育協会 1912 『現行学事法規』(正編) 愛媛県教育協会

大分県師範学校 1918 『大分県師範学校一覧 大正7年1月』

大葉久吉編 1911 『文部省御調査 小学校作法教授要項』 宝文館

岡本常次郎 1896 『単級学校ノ教授ト管理』 金港堂

乙竹岩造 1917 『教育科教科書学校管理法』, 1927 『改訂 新学校管理法』, 1929 『新学校管理法綱要』, 1933 『三訂 新学校管理法』, 1934 『三訂新学校管理法教授用参考書』, 1938 『日本教育新教科書学校管理法教授用参考書』, いずれも培風館

各務虎雄・澤崎定之 1938 「文部省撰定 祝祭日儀式用唱歌に就いて」『月刊 初等学報』 第12号 (祝祭日儀式用唱歌研究特集号), pp. 2-31

川島次郎 1941 「国民礼法の特質—『礼法要項』の一考察—」『教育学研究』 10巻6号, pp. 531-545

————— 1942 『学校礼法. 儀式篇』 目黒書店

————— 1944 『国民礼法精説』 上巻, 皇国図書創立事務所

九華会編 1941 『解説礼法要項—文部省制定』 文淵閣

教育実務社編 1909 『勅語準拠 小学校訓示教案』 宝文館

『教育時論』 1896年8月15日第408号, p. 24 「台湾総督府国語学校講習員卒業式」

日下部三之介 1896 『日本帝国小学校統理法』 教育書院

国府寺新作・相沢英二郎 1893 『新式学校管理法』 成美堂

佐々木清之丞 1907 『小学校の理論及教授訓練の実際』 宝文館

高野松次郎編 1909 『小学校施設に関する細案』 松栄堂

田村虎蔵 1937a 「儀式に用ふる『勅語奉答歌』の問題 (一)」『学校音楽』 第5巻第5号, pp. 2-4

————— 1937b 「儀式に用ふる『勅語奉答歌』の問題 (二)」『学校音楽』 第5巻第6号, pp. 2-5

近森一重 1936 『小学校に於ける音楽指導精義』 文信堂

寺尾捨次郎編 1894 『学校管理法』 大日本図書

『東京朝日新聞』 1910年9月21日第3面 「小学校の儀式」

東京音楽学校編 1911 『東京音楽学校一覧 従明治40年至明治41年』

新潟県教育会編 1894 『新潟県尋常師範学校附属小学校単級成績報告書』 高橋新吉

松原一夫 1932 『農村小学校教育道への指向』 明文堂

文部省編 1943 『初等科音楽 教師用』 第1, 文部省

山口県師範学校 1914 『山口県師範学校一覧 大正2年7月』

山本壽 1936 「儀式唱歌の検討」『学校教育』 286号, pp. 91-100

與田甚二郎 1913 「祝祭日唱歌の一部改作の議」『音楽界』 第6巻第6号, pp. 40-43

互理章三郎 1930 『教育勅語と学校教育』 中村時之助 (茗溪会蔵版)

————— 1934 『教育勅語積義全書』 中文館書店